

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会
アスリート委員会規程

第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会は、公益社団法人日本オリエンテーリング協会アスリート委員会（以下「本委員会」という）と称し、公益社団法人日本オリエンテーリング協会（以下「本協会」という）が定める委員会規程第2条4項に基づき設置される。

(目的)

第2条 本委員会は、スポーツにおける競技者中心という理念に基づき、オリエンテーリングにおける健全な競技環境の実現と競技者の権利保護を目指し、競技者の立場から本協会に対する意見や要望をその運営に反映させることを目的とする。

(業務)

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するため、以下の業務を行う。

- (1) 競技者からの意見を吸い上げ、本協会の理事会又は委員会に対して要望事項を具申する。
- (2) 本協会の理事会又は委員会からの諮問に応じて、競技者の立場から検討を行い、意見を具申する。

第2章 組織

(役員)

第4条 本委員会には次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名以上2名以内
- (3) その他委員長が必要と認めたもの

(役員及び委員の選任)

第5条 委員長および副委員長は、委員の互選による。

- 2 委員は、現任の委員、理事からの推薦により選出する。
- 3 委員の定数は、委員長、副委員長を含めて、4名以上とする。
- 4 委員の選任にあたっては、性別、競技種目、経験年数、などをふまえて多様性の確保に努める。
- 5 委員の選任にあたっては、本協会の理事を少なくとも1名登用することとする。

(役員等の職務)

第6条 委員長は、本委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長に事故あるときには代理する。
- 3 委員は、会務を審議する。

(任期)

第7条 委員及び役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 補充又は増員により選任された委員及び役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員及び役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第3章 会議

(委員会)

第8条 本委員会は、委員長、副委員長、委員をもって構成する。

- 2 委員会は、毎年1回以上開催される。また委員長が必要と認めたとき、または理事会、他の委員会、事務局から依頼があった場合には委員長は臨時委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 4 委員会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 競技者からの意見や希望。
 - (2) 本協会の理事会や委員会からの諮問事項。
 - (3) その他本委員会の開催及び運営に関する事項。
- 5 委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立するものとする。一堂に会しての会議が困難な場合は、オンライン会議や電子メールなどによる委員会の開催も認める。
- 6 委員会として決議の必要な議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わったものを含む）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 やむを得ない理由のため委員会に出席できない委員はあらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的記録をもって表決し又は他の委員を代理として表決を委任することができる。
- 8 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 9 委員長は、委員会開催後速やかに議事録を会長に提出しなければならない。

第4章 補則

第9条 本規程にない事項は、本協会の各種規程類を適用又は準用する。

- 2 本規程及び本協会の各種規程類にない事項で、本委員会の運営に関し必要な事項は、本委員会で別に定める。

付則

この規程は、令和4年2月28日から施行する。

・規程設立時委員：寺垣内 航、堀田 遼、条 早穂、木村 卓哉、加納 尚子、菅谷 裕志、
石原 淳樹、岩田 健太郎、尾崎 弘和、稻毛 日菜子

令和4年12月3日改定

令和8年2月14日改定